洲本市骨髄移植等後の予防接種の再接種に関する理由書

年　　月　　日

洲本市長　　　　　　　　　様

造血幹細胞移植により、当該移植前に接種した予防接種法に基づく定期予防接種で得た免疫が低下し、又は消失した次の者について、予防接種の再接種の実施が可能であると判断します。

なお、予防接種の再接種の有効性及び安全性並びに副反応については、同人の理解を得るよう、予防接種実施規則第５条の２第１項に規定する適切な説明を行っています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 接種対象者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 生年月日等 | 年　　月　　日（男・女） |
| 接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと判断する理由 | （疾病の名称）  （治療の内容等）  （理由）  再接種の実施が可能となった日　　　　　年　　月　　日 | |
| 再接種する予防接種の種類及び回数 |  | |
| 医療機関 | 所　在　地 |  |
| 名　　　称 |  |
| 担当医師名 |  |

【特記事項】

１　本理由書の発行に係る費用は、助成の対象外となり、申請者の負担となる。

２　助成の対象となる予防接種は、造血幹細胞移植前に受けた定期予防接種であり、BCGを除く。

３　本理由書に基づき再接種する予防接種は、任意接種となる。